

社会福祉法人取手市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人取手市社会福祉協議会の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員の報酬はこれを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員がその職務のため理事会に出席したときは、日額3,000円を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費を支払うことができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

社会福祉法人取手市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。